

資料1

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

## 議事案件

令和8年3月



## 目 次

	頁
<b>【承認議題】・・・地域包括支援センター設置等に係る事項</b>	
案件1 地域包括支援センター	
(1) 地域包括支援センターの設置法人	1
(2) 地域包括支援センターの運営方針	2
案件2 地域包括支援センターの移転について	3
案件3 居宅介護支援事業者における介護予防支援の指定について	4
<b>【協議議題】・・・主要事業</b>	
案件4 第10期介護保険事業計画策定	5
案件5 第9期の居住系サービス及び地域密着型サービスの設置候補者の選定	7
案件6 指定市町村事務受託法人への認定調査委託について	10
案件7 国が進める介護情報基盤整備の概要について	11

## 【承認議題】

### 案件 1 地域包括支援センター

#### (1) 地域包括支援センターの設置法人

##### 1 令和8年度地域包括支援センター業務（包括的支援事業）の委託について

本広域連合では、地域包括支援センターの担当圏域を23か所に区分し、構成市町や社会福祉法人等にそれぞれの圏域における業務を委託して、地域包括支援センターを設置している。

令和8年度についても、引き続き現行のセンター運営受託法人に業務を委託し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

	センター名	センター設置法人
1	佐賀市地域包括支援センター	佐賀市
2	佐賀市城南地域包括支援センター	社会福祉法人 つぼみ会
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	社会福祉法人 扇寿会
4	佐賀市城東地域包括支援センター	医療法人 春陽会
5	佐賀市城西地域包括支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
6	佐賀市城北地域包括支援センター	社会福祉法人 晴寿会
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	社会福祉法人 凌友会
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	医療法人 清友会
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	社会福祉法人 福壽会
10	佐賀市大和地域包括支援センター	一般社団法人 佐賀大和地域支援事業連合会
11	佐賀市富土地域包括支援センター	社会福祉法人 健寿会
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	社会福祉法人 敬愛会
13	佐賀市川副地域包括支援センター	社会福祉法人 こもれび会
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	大和リビングケア株式会社
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
16	多久市地域包括支援センター	多久市
17	小城市地域包括支援センター	小城市
18	小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 清水福祉会
19	小城市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
20	神崎市地域包括支援センター	神崎市
21	神崎市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 守屋福祉会
22	神崎市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 真栄会
23	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町

## (2) 地域包括支援センターの運営方針

### 1 概要

介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター業務（包括的支援事業）を委託する際に示す『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針を定めている。

今回、厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」が一部改正されたことに伴い、以下のとおり運営方針を一部改正する。

### 2 令和8年度の主な改正概要

項目	主な改正点
Ⅱ 運営上の基本的な方針 6 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ケア会議における多様な関係者に「住宅確保要配慮者居住支援法人」を追加。</li><li>・地域課題の集約の仕方を整理。 (おたっしや本舗→構成市町→連合)</li></ul>
Ⅳ 事業の実施方針 4 その他 (1) 生活支援体制整備事業の連携方針 (2) 認知症総合支援事業の連携方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・下記のコーディネーターの各地域包括支援センターへの配置状況を勘案し、構成市町、本広域連合及び関係者との連携体制を整理。<ul style="list-style-type: none"><li>※ 生活支援コーディネーター</li><li>※ 認知症地域支援推進員</li><li>※ チームオレンジコーディネーター</li></ul></li></ul>

#### ○住宅確保要配慮者居住支援法人とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者など配慮を要する者）の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

## 案件 2 地域包括支援センターの移転について

### 1 移転する地域包括支援センター

吉野ヶ里町地域包括支援センター

### 2 移転の理由

吉野ヶ里町役場の建て替えに伴い事務所を移転するもの。

### 3 移転先及び移転時期

吉野ヶ里町地域包括支援センター（令和8年9月移転予定）

旧住所	新住所
神埼郡吉野ヶ里町三津 7 7 7 番地	神埼郡吉野ヶ里町吉田 1 2 6 2 番地 2

### 4 位置図



### 案件3 居宅介護支援事業者における介護予防支援の指定について

#### 1 介護予防支援事業者の指定について

地域包括支援センターの業務負担軽減のため、介護保険法施行規則の一部改正がなされ、令和6年4月1日から、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施できることとなった。

よって、これまで指定した介護予防支援事業者について、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ介護予防ケアマネジメントを委託した際と同様に、介護保険運営協議会へ報告を行うもの。（介護保険法第115条の22第4項）

なお、介護予防支援事業者の指定の要件としては、居宅介護支援事業者と同様のものとなっている。

#### 2 新たに指定した事業者（1事業所）

（令和7年10月1日付）

法人名	法人代表者名	事業所名称	事業所所在地	圏域	介護支援専門員数
一般社団法人 居笑	馬場 隆直	ケアプランセンターびりーぶ	佐賀市東与賀町大字田中881番地2	東与賀	4人

※介護支援専門員数は指定時点の数。

#### 3 これまで指定した事業者（8事業所）

法人名	事業所名称	事業所所在地	指定年月日	圏域	介護支援専門員数
医療法人森永整形外科医院	居宅介護支援事業所 ウェルネス開成	佐賀市開成六丁目5番37号	R6.4.1	鍋島	1人
医療法人清友会	ライフエイドケアマネジメントサービス	佐賀市久保泉町大字川久保5403番地	R6.4.1	金泉	3人
社会福祉法人こもれび会	居宅介護支援センター けやき荘	佐賀市川副町大字福富828番地1	R6.4.1	川副	8人
大和リビングケア株式会社	ケアプランセンター ディーフェスタ東与賀	佐賀市東与賀町大字飯盛224番地1	R6.4.1	東与賀	5人
医療法人大和正信会	しょうぶ苑 居宅介護支援センター	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1	R6.4.1	大和	4人
株式会社ニューライフ	居宅介護支援事業所 かがやき	佐賀市高木瀬町大字長瀬1910番地1	R6.4.1	城北	2人
株式会社さとう	ケアプランセンターさとう	佐賀市川副町大字南里537番地12	R6.6.1	川副	2人
医療法人如春齋会	レストピア居宅介護支援事業所	佐賀市東与賀町大字下古賀1349番地	R7.6.1	東与賀	2人

※介護支援専門員数は指定時点の数。

## 【協議議題】

### 案件 4 第 10 期介護保険事業計画の策定について

#### 1 趣旨

介護保険法第 117 条の規定及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して、令和 9 年度から令和 11 年度までの第 10 期介護保険事業計画の策定を行う。

当該事業計画において、第 10 期の 3 年間の介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みをたて、第 10 期の介護保険料の額を算定する。

#### 2 事業計画に定める事項

- (1) 日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (2) 地域支援事業の量の見込み
- (3) 被保険者の日常生活支援、介護予防、重度化防止及び給付適正化に関し、保険者・市町が取り組むべき施策
- (4) 前号の目標に関する事項
- (5) その他（努力義務）
  - ア 介護給付、地域支援事業の見込み量の確保のための方策
  - イ 介護給付、地域支援事業の費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
  - ウ 居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援（それぞれ予防も含む。）の事業者相互間の連携確保、円滑なサービス提供に関する事項
  - エ 認知症被保険者の生活支援、要介護者等に係る医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携その他の被保険者の日常生活支援

#### 3 他の計画との調整

介護保険法第 117 条第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定により、介護保険事業計画は、次表のとおり構成市町が定める計画と調整しなければならない。

##### ○介護保険法が定める他の計画との調整

計画名	策定根拠	調整方法	本広域連合の対応
市町村老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	一体	介護保険事業計画と市町の高齢者福祉計画を併せて、策定支援のコンサル委託をする。
市町村計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条	整合性	構成市町への照会により、各計画の策定状況を確認し、構成市町と内容の調整を図る。

市町村地域福祉計画	社会福祉法第107条	調和	
市町村高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2	調和	

#### 4 スケジュール

(1) 高齢者に関する実態調査 令和7年度

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を令和7年12月末から調査し、現在は、取りまとめ中。

(2) 第10期介護保険事業計画の策定 令和8年度

介護保険事業計画の策定については、介護保険運営協議会にて、次表の事業計画策定等スケジュールのとおり進める予定。

※高齢者に関する調査業務及び介護保険事業計画等策定業務とも「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」に令和7年9月5日付で委託契約済み。

○第10期介護保険事業計画策定等スケジュール（案）

		主 要 事 項
令和8年 6月	第1回介護保険運営協議会 (事業計画策定)	(1) 策定スケジュールについて (2) 計画の策定にあたって (3) 高齢者に関する調査の概要について (4) 現状分析について
8月	広域連合議会定例会	
9月	第2回介護保険運営協議会 (事業計画策定)	(1) 基本的姿勢について (2) 具体的な取り組み（地域包括ケア）について
11月	第3回介護保険運営協議会 (事業計画策定)	(1) 基盤整備方針について (2) 高齢者人口、認定者数の推計について
12月	第4回介護保険運営協議会 (事業計画策定)	(1) 介護保険事業計画素案について (2) 介護保険料の算定について
令和9年 1月	第5回介護保険運営協議会 (事業計画策定)	(1) 介護保険事業計画素案について
2月	広域連合議会定例会	・保険料改定に係る条例・予算議案を提出
3月	第6回介護保険運営協議会	・第10期佐賀中部広域連合介護保険事業計画について（報告）

## 案件5 第9期の居住系サービス及び地域密着型サービスの設置候補者の選定

### 1 介護サービスの基盤整備の考え方

介護老人福祉施設の入所待機者対策や介護者である家族等の介護離職対策については、介護保険事業計画で「介護サービスの基盤整備方針」を定めている。

第9期の事業計画においても、「グループホーム」などの居住系サービスの整備や「小規模多機能型居宅介護」などの在宅生活を支えるサービスについて、地理的配置バランスを勘案した整備を進めることとした。

### 2 設置候補者の選定方法

#### (1) 対象サービス

ア 居住系サービス 総量規制あり

##### ①居宅サービス

○特定施設入居者生活介護

##### ②地域密着型サービス

○認知症対応型共同生活介護

○地域密着型特定施設入居者生活介護

イ 在宅生活を支えるサービス 総量規制なし

地域密着型サービスのうち次のサービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

②小規模多機能型居宅介護

③看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

#### (2) 選定方法

ア 公募の実施

イ 地域密着型サービス等設置候補者選定委員会により選定

応募事業者がプレゼンテーションを行い、委員による評点、協議により選定

### 3 設置候補者の選定状況

#### (1) 居住系サービス

	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
第9期事業計画の整備予定数	90床	5ユニット (45床)	29床
令和6年度の候補者選定	90床	5ユニット	なし
令和7年7月の候補者選定	—	—	29床
上記は、介護保険運営協議会に説明済のもの			
※既存事業者の廃止	なし	2ユニット	なし
※選定候補者の辞退	なし	2ユニット	なし
令和8年2月の候補者選定	—	4ユニット	—

(2) 在宅生活を支えるサービス

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
第9期事業計画の整備予定数	1事業所	4事業所	2事業所
令和6年度の候補者選定	1事業所	なし	なし
令和7年7月の候補者選定	なし	なし	なし
上記は、介護保険運営協議会に説明済のもの			
※既存事業者の廃止	なし	なし	なし
※選定候補者の辞退	なし	なし	なし
令和8年2月の候補者選定	なし	1事業所	なし

4 選定介護事業所

(1) 居住系サービス

サービス種別	法人名	設置場所	開設(予定)日
特定施設入居者生活介護	社会福祉法人聖母の騎士会	佐賀市大和町大字久池井 1521 番地 5	R7. 4. 1
	蒼空福祉サービス株式会社	佐賀鍋島町大字鍋島 2001 番地 1	R7. 4. 1
	有限会社ライフ・シップ	小城市芦刈町芦溝 840 番地 12	R8. 7. 1
	医療法人ひらまつ病院	小城市小城町 803 番地	R8. 10. 1
認知症対応型共同生活介護	医療法人ひらまつ病院	小城市小城町 287 番地 22	R7. 4. 1
	社会福祉法人清水福祉会	小城市芦刈町芦溝 615 番地 1	R7. 5. 1
	株式会社ゆうあい	神埼郡吉野ヶ里町吉田 2273 番地 7	R8. 10. 1
	株式会社ラポール	佐賀市鍋島町大字八戸 1970 番地 1	R9. 3. 1
	ユニバーサル株式会社	佐賀市川副町大字大詫間 620 番地	R10. 4. 1
	株式会社 福岡総研	佐賀市鍋島町大字蛸久 1992 番地 1	R10. 4. 1
社会福祉法人 楠の木会	佐賀市諸富町大字山領 1149 番 1	R10. 6. 1	
地域密着型特定施設入居者生活介護	ジンフィールド株式会社	神埼市神埼町鶴 3625 番地 1	R9. 3. 1

(2) 在宅生活を支えるサービス

サービス種別	法人名	設置場所	開設(予定)日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	有限会社千歳	佐賀市北川副町大字光法 1777 番地 8	R6. 10. 1
小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人 有明福祉会	佐賀市川副町大字西古賀 941 番地 1	R10. 4. 1

## 5 令和8年度の設置候補者選定

### (1) 公募するサービスの予定

ア 整備見込み数に達していないサービス

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能居宅介護

イ その他

アの公募の際、総量規制がないサービスも公募し、適当な候補者があれば、アも含めて整備見込み数以上の選定を行う。

## 案件6 指定市町村事務受託法人への認定調査委託について

### 1 指定市町村事務受託法人への認定調査委託

#### (1) 事業の目的

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定に必要な認定調査件数の増加が見込まれ、迅速かつ安定した認定調査の実施のため、広域連合職員が行っている認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託する。

※指定市町村事務受託法人（法第24条の2）

都道府県の指定を受け、保険者からの委託により認定調査等を行うもの。認定調査においては、新規、更新、変更の全ての申請に係る認定調査を受託できる。

#### (2) 指定市町村事務受託法人への委託状況

##### ア 委託事業者

- ・法人名 株式会社 アール・ツーエス
- ・所在地 福岡市南区井尻四丁目2番1号

##### イ 事務所

- ・事務所名 さが認定調査センター
- ・所在地 佐賀市神野東四丁目13番16号

##### ウ 認定調査の質の確保

- ・適切な認定調査を遂行するため、マニュアルの作成や研修を実施し、認定調査員の知識の習得及び技術の向上に努め、広域連合が実施する調査員継続研修を毎年受講する。
- ・介護認定調査依頼書及び申請書等の受け渡しは、広域連合と指定受託法人が共有できるクラウドフォルダで行うこととし、共有フォルダのアクセス権限等のセキュリティ対策を行う。

### 2 令和7年度指定市町村事務受託法人への委託状況

- ・委託期間 令和8年1月～3月
- ・委託件数 各月300件（計900件）

(件)

令和7年度 実績（見込）	1月（実績）	2月（実績）	3月（見込）	計
依頼件数	271	307	300	878

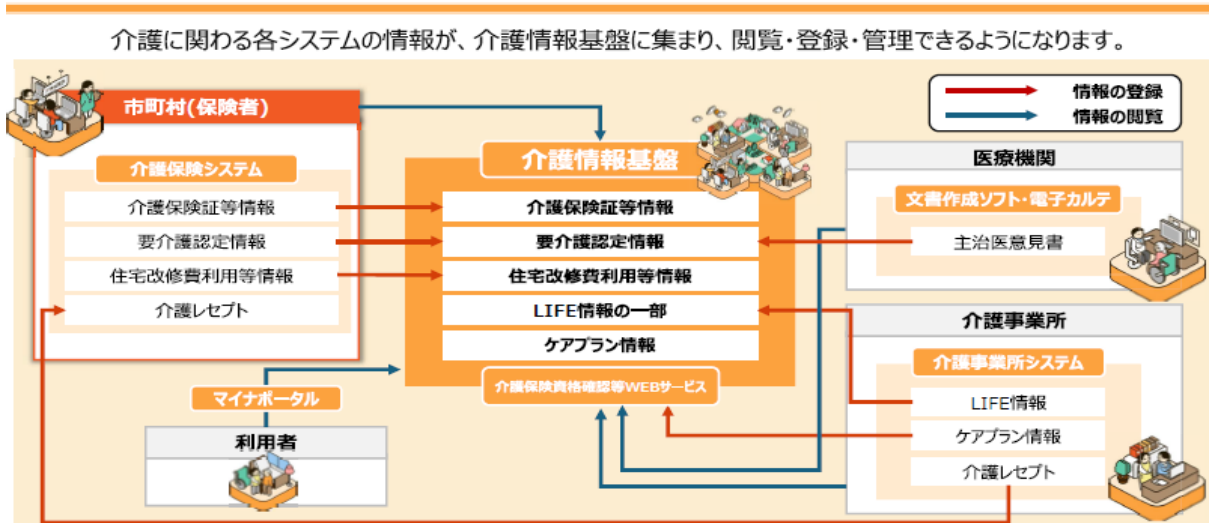
### 3 令和8年度 指定市町村事務受託法人への委託の本格実施

- ・委託期間 令和8年4月～令和9年3月
- ・委託件数 年間9,500件程度を委託予定。

## 案件7 国が進める介護情報基盤整備の概要について

### 1 介護情報基盤整備の概要について

#### 全体の概念図



#### 介護情報基盤の3つのメリット

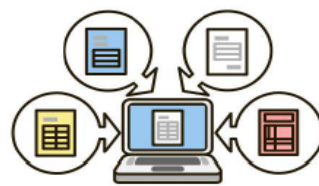
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

##### 事務作業の効率化



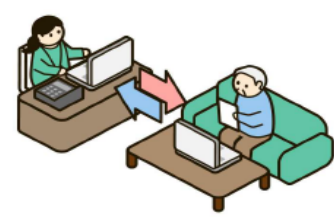
紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事をこなせます。

##### 情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの情報を集約し、サービス間で共有できます。

##### 手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、郵送や電話を介さずオンラインですぐに完了できます。

#### 大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で市町村(保険者)が実現できる価値を3点にまとめました。

##### ①業務の軽減



手間のかかる郵送・印刷などの紙に関する業務や、窓口のやり取りを減らすことができます。

##### ②サポートの最適化



介護・医療現場が自ら情報を確認できるようになるため、問い合わせが減ります。

##### ③施策への活用



将来的に、ケアプランやLIFE情報の一部などの情報を共有することにより、地域全体の傾向や状況を深く知ることができ、その情報をふまえた施策立案がしやすくなります。

## 2 広域連合における業務の効率化等

【広域連合 ⇔ 医療・介護事業者 ⇔ 被保険者・家族】

情報のデジタル化、一元管理により、印刷、郵送等の作業が不要となるなどの効率化できる。

また、介護事業者、被保険者等においても、被保険者等の情報の閲覧が可能となり、連合への問い合わせや移動の手間を省くことができる。

### (1) 被保険者資格管理（氏名、住所、介護度、負担割合等）

ア 毎年の負担割合証の更新等の印刷、郵送等が不要

イ 被保険者証の印刷、郵送等が不要

### (2) 要介護認定情報

ア 主治医意見書、認定調査票

○郵送等、紙の意見書のPDF化が不要

○意見書作成料の請求書等の紙でのやり取りが不要

○ケアプラン作成のためのケアマネジャーへの紙での情報提供が不要

イ 認定申請の処理状況

○ケアマネジャー等からの進捗問い合わせ（電話等）がなくなる。

### (3) 給付（サービス利用）

ア 住宅改修費等利用等情報 利用限度額確認のための問い合わせがなくなる。

イ ケアプランの情報、科学的介護情報システム（L I F E）

○サービス利用者のケアの向上

○ケアプラン点検

## 3 地域支援事業への活用

### (1) 市町の高齢者の状況・特色に応じた適切なフレイル対策や介護予防対策

各種データの活用

### (2) 地域ケア会議でのより質の高い議論と効果的な支援策の立案

利用者の詳細なADL情報（LIFEデータ）や医療情報、ケアプランの進捗状況などの共有・活用

## 4 介護事業所等の介護情報基盤の導入促進のための支援

### (1) ケアプランデータ連携システム、介護情報基盤の事業内容の周知

ア 集団指導による周知（年1回開催、5～6月：R7は5月末実施）

イ メールによる周知（進捗状況説明、カードリーダー等機器類購入補助案内）

### (2) ケアプランデータ連携システム普及啓発にかかる説明会開催（R8.3.18）

厚労省、国保中央会からの概要説明及びデモ機による操作説明

### (3) 介護テクノロジー定着支援事業費補助金（県補助事業）の周知

AIケアプランといった介護業務支援ソフトなどの導入経費への補助

### (4) L I F E利用にかかる相談等対応

加算要件にかかる運営指導時での状況確認及び集団指導での説明、電話等での問い合わせ対応